

ながらスマホ3大リスクとは 犯罪 トラブル 事故

歩きスマホ中の女性を狙って
ひったくりを繰り返した犯人は、
「スマホ操作しながら
歩く女性は狙いやすかった」
と供述している

ながらスマホで自転車を
運転中に停車していた車に衝突し、
車の修理代を請求された

請求書

自転車運転中のスマホ操作は車の運転中と同様、
法律で禁止されている行為で、
道路交通法第 71 条・東京都道路交通規則第 8 条で
違反した場合は 5 万円以下の罰金となります。

ながらスマホで自転車を運転して、
高齢者に衝突し死亡させた学生に
禁固 2 年の有罪判決が下された

荒川区ながらスマホ防止条例

公共の場所（区内の道路、公園等）で以下の行為を禁止しています。

□スマートフォン等の画面を注視しながら歩行すること

□スマートフォン等を使用しながら車両（乗用車・自転車など）を運転すること

※災害発生等の緊急時や、障がい者の方が移動支援ツールとして使用する場合は条例の対象外



これってスマホ依存症?!

「ながらスマホ」で加害者になる可能性

「つい」などの軽い気持ちで、歩道や路地で「ながらスマホ」をしてしまう人は統計的にも多く、ゲームやメッセージのやり取りなどでスマホから手が離せない”スマホ依存”が社会問題になっています。しかし、「自分は大丈夫」という根拠のない過信のため、他人に怪我をさせてしまい、膨大な損害賠償を支払うことになったり、逮捕されたりする場合があります。明日は我が身、スマートフォンがどんなに便利で魅力的でも”TPO”を守って正しく利用しましょう。